

4 勤務時間その他の勤務条件

4-1 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

（1）一般行政部門職員及び警察職員

	一般行政部門職員	警察職員
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	
勤務時間の開始時刻	9:00	
勤務時間の終了時刻	17:30	17:45
休憩時間	12:15～13:00	12:00～13:00

注1 地方公務員法第3条に規定する地方公務員の一般職に属する職員のうち、技能労務職員以外の職員で、交替制勤務職員は含まない。

（2）府立学校教職員

区 分 注1	全日制課程	夜間定時制の課程及び クリエイティブスクールⅢ部
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	
勤務時間の開始時刻	8:30	13:15
勤務時間の終了時刻	17:00	21:45
休憩時間	11:00～14:00 の間に 45 分間	14:00～17:45 の間に 45 分間

注1 各時刻については、学校により異なる場合がある。

（3）府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

区 分	全日制課程	夜間中学校
正規の勤務時間	週 38 時間 45 分	

4-2 年次有給休暇の使用状況

	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A 注1	B 注2	C 注3	B／C	B／A
（1）一般行政 部門職員	292,137.0 日	114,077.0 日	7,962 人	14.3 日	39.0%
（2）府立学校 教職員	494,756.3 日	247,037.4 日	14,291 人	17.3 日	49.9%
（3）警察職員	842,927.4 日	298,731 日	21,388 人	14.0 日	35.4%

注1 総付与日数は、令和5年1月1日現在（府立学校教職員については、同年4月1日現在）において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したもの。

2 総使用日数とは、全対象職員の取得した年次有給休暇の合計数。

3 全対象職員とは、令和5年1月1日から同年12月31日まで（府立学校教職員については令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除いたもの。

4－3 休暇等の導入状況（令和6年4月1日現在）

項 目	付与日数 注1
年次休暇	1 暦年につき 20 日
特別休暇	
官公署への出頭	必要と認める日又は時間
公民権の行使	必要と認める日又は時間
産前産後	出産予定日 8 週（多胎 16 週）前から出産後 8 週間の期間で必要とする期間。 流産、早死産その他やむを得ない事情のある場合、産前産後を通じて 16 週間（多胎 24 週、ただし出産日以後の期間は 16 週間限度）
育児時間	生後 1 年 6 月まで、1 日 2 回（30 分と 1 時間）
生理	1 回につき 2 日以内で必要と認める期間
交通の制限・遮断	必要と認める日又は時間
非常災害又は交通機関の事故等	必要と認める日又は時間
現住居滅失・破壊	1 週間以内で必要と認める期間
非常災害又は交通機関の事故等における危険回避	必要と認める時間
ドナー	必要と認める日又は時間
服喪	7 日（父母、配偶者又は子）、3 日（祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者又は配偶者の父母）、1 日（孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば並びにおじ又はおばの配偶者）
結婚	5 日以内で必要と認める期間
配偶者の出産	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内で必要と認める日又は時間
配偶者の育児参加休暇	配偶者の産前 8 週間及び産後 1 年の期間内に 5 日以内で必要と認める日又は時間
妊娠障害（つわり等）	2 週間以内で必要と認める期間
妊産婦健康診査	4 週に 1 回（妊娠 23 週まで）、2 週に 1 回（妊娠 24 週から 35 週まで）、1 週に 1 回（妊娠 36 週から出産まで）、1 回（出産後 1 年まで）
妊婦通勤緩和	妊娠中の職員が産前休暇をとるまでの間において業務に支障のない限り 1 日につき 1 時間以内で必要と認める時間
子の看護	中学校就学前の子を養育する職員で 1 暦年につき 5 日（中学校就学前の子を 2 人以上養育する職員にあっては、10 日）以内で必要と認める日又は時間
短期介護休暇	被介護人のある職員で 1 暦年につき 5 日（当該被介護人が 2 人以上の場合にあっては、10 日）以内で必要と認める日又は時間
夏期	6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内に 5 日以内で必要と認める期間

項 目		付与日数
	障がいのある職員の補助犬貸与、補装具、日常生活用具等の給付等	最小限度必要と認める日又は時間
	ボランティア休暇	1 暦年につき 5 日以内
	かくたん 喀痰培養	喀痰培養の結果が判明するまでの間において特に出勤を停止された者について認められた期間。ただし、培養の結果が陽性と判明した場合は、さかのぼって休養として取り扱う。
	出生サポート休暇	1 暦年につき 5 日※以内（日又は時間） ※体外受精等の不妊治療である場合、最大 10 日
病気休暇 注2		療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間
介護休暇 注3		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算 180 日を限度として必要と認める日又は時間（6 回以内 注4）
介護時間 注3		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内で、1 日につき 2 時間まで
子育て部分休暇		1 日につき 2 時間まで
就業禁止（労働安全衛生法第 68 条に基づくもの）		最大連続 90 日（大阪府の休日に関する条例第 2 条第 1 項に規定する府の休日を含む。）
介護欠勤 注3		1 暦年につき断続的に 30 回以内
年末年始の休み（休日）		12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間

注 1 付与日数について、府立学校教職員の場合は、1 会計年度当たりの日数。

2 病気休暇を 90 日（大阪府の休日に関する条例第 2 条第 1 項に規定する府の休日を含む。）を超えて取得することにより勤務しない場合は、その超えた日数の給料が半額となる。

3 介護休暇及び介護時間を取得し、又は介護欠勤をした時間は、無給となる。

4 府立学校教職員の場合は、4 回以内。

4-4 介護休暇の取得状況

(1) 一般行政部門職員

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 （人）	7	7	0	6	0	0	0	0	0	1
女性職員 （人）	9	9	0	7	1	0	0	1	0	0
計 （人）	16	16	0	13	1	0	0	1	0	1

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員（人）	7	6	1	0
女性職員（人）	9	9	0	0
計（人）	16	15	1	0

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員（人）	7	4	1	1	1	0	0
女性職員（人）	9	4	3	1	0	0	1
計（人）	16	8	4	2	1	0	1

(2) 府立学校教職員及び府費負担教職員（政令市・豊能地区におけるこれらの職員を除く。）

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 （人）	28	28	3	18	5	0	1	1	0	0
女性職員 （人）	57	57	6	42	6	1	0	2	0	0
計 （人）	85	85	9	60	11	1	1	3	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員（人）	28	11	17	0
女性職員（人）	57	33	24	0
計（人）	85	44	41	0

	介護休暇承認期間						
	計	1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
男性職員（人）	28	18	4	2	1	1	2
女性職員（人）	57	24	16	7	4	1	5
計（人）	85	42	20	9	5	2	7

（3） 警察職員

	介護 休暇 取得 者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員 （人）	4	4	3	0	1	0	0	0	0	0
女性職員 （人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 （人）	4	4	3	0	1	0	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員（人）	4	4	0	0
女性職員（人）	0	0	0	0
計（人）	4	4	0	0

	介護休暇承認期間						
	計	1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
男性職員（人）	4	1	1	2	0	0	0
女性職員（人）	0	0	0	0	0	0	0
計（人）	4	1	1	2	0	0	0